

令和8年度版

猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助
申請の手引き

第1版:令和8年4月16日

猪名川町 都市政策課

■問合せ・提出先

猪名川町 まちづくり部 都市政策課

〒666-0292 兵庫県猪名川町上野字北畑11-1

TEL:072-766-8704

FAX:072-766-8897

E-mail: toshiseisaku@town.inagawa.lg.jp

猪名川町民間賃貸住宅住替えの費用補助 申請の手引き

この事業は子育て世帯等の定住につなげる上で、本町での暮らしを知るきっかけとなるよう、兵庫県外から区域内への転入の促進を図ることを目的としています。

この手引きは、「猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助要綱(以下「要綱」という。)」に基づき実施する民間賃貸住宅住替えの補助金交付の手続きについて、まとめたものです。

<目次>

- 1 補助制度の概要・要件
- 2 手続きの流れ
- 3 申請書及び添付書類の説明

※要綱および各様式は、次のホームページに掲載されています。

猪名川町ホームページ

<https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/1024/13/1/8991.html>



1 補助制度の概要

① 事業概要

若年夫婦世帯(夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯)又は子育て世帯(18歳までの高校を卒業するまでの子どもがいる世帯(出産予定の子を含む。))が子育て住宅促進区域内(別紙①)に存する民間賃貸住宅への住替えに要する費用等の一部を補助します。

② 対象住宅

- (1) 民間賃貸住宅であること
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する新耐震基準(昭和56年)に適合し、又は同等の耐震性能を有していること
- (3) 住戸専用面積が55㎡以上であること
- (4) 夫婦いずれかの名義で令和7年7月1日以降に賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅であること(※夫婦いずれかの名義で契約できないやむを得ない事情がある場合は可とする。)

③ 補助対象者

- (1) 世帯の構成員のいずれかが、令和7年7月1日から令和8年11月13日までの間に兵庫県外から対象住宅に住み替えていること
- (2) 申請日まで対象住宅に継続して居住していること
- (3) 住替え日から1年を経過するまでの日又は令和8年11月13日のいずれか早い日まで補助金交付の申請を行うこと
- (4) 申請日において若年夫婦世帯又は子育て世帯であること
- (5) 申請日より5年以上猪名川町内に居住する意思を有していること
- (6) 本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、猪名川町における町税に未納がないこと
- (7) 本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと
- (8) 本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、猪名川町暴力団排除に関する条例(平成24年条例第7号)第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者等反社会的勢力に寄与するための利用でないと認められる者であること
- (9) 本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、兵庫県移住支援事業の補助を受けたことがないこと
- (10) 本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、過去にこの要綱又は猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱(令和7年要綱第67号)に基づく補助を受けたことがないこと

④ 補助金の額

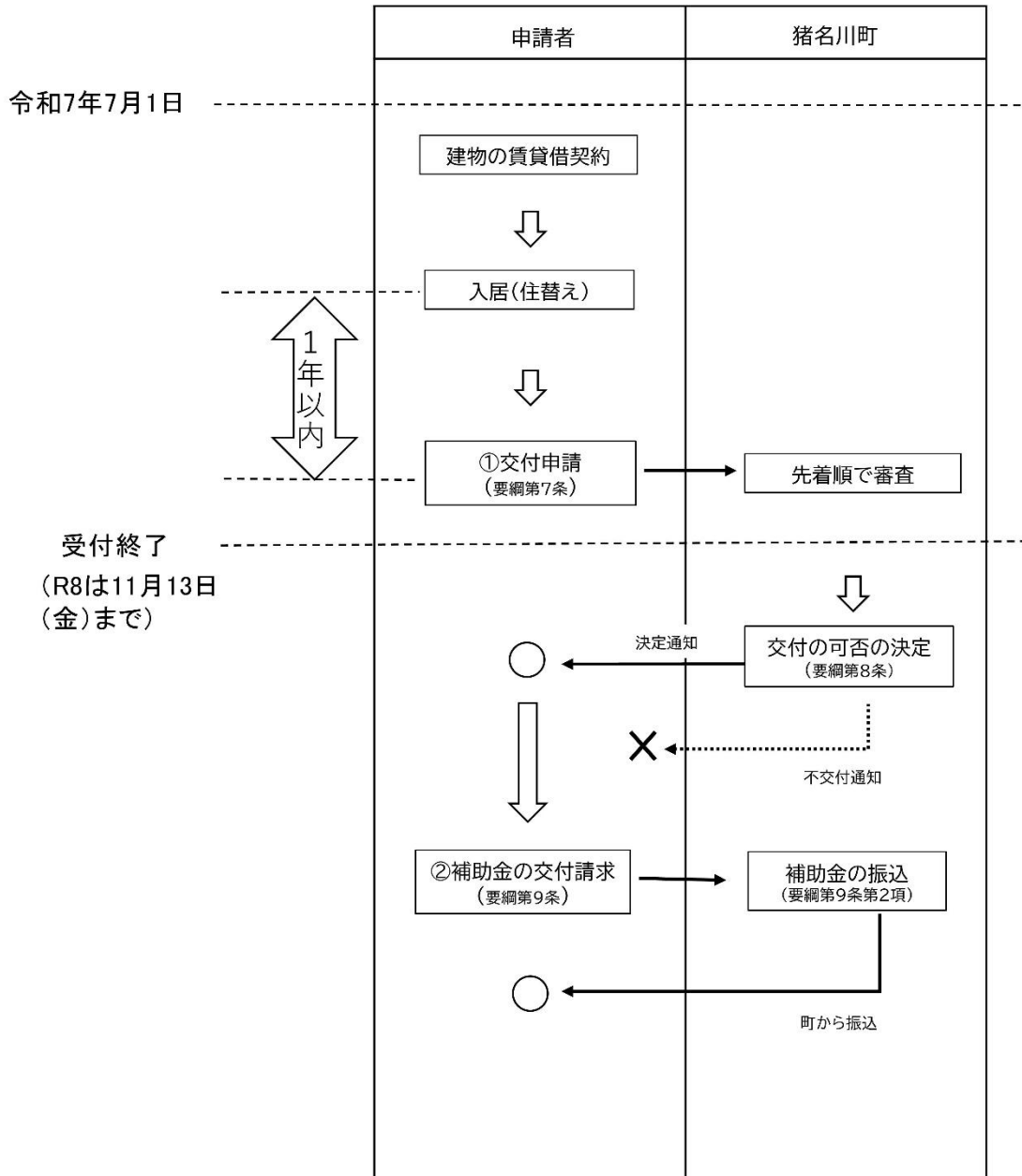
本件補助に係る補助金の額は、25万円とします。

⑤ その他

予定期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

2 手続きの流れ

猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助 手続きの流れ



3 申請書及び添付書類の説明

① 交付申請

補助金の申請をされる方は、補助金交付申請書(第1号様式)および添付書類を都市政策課の窓口まで提出してください。郵送での提出も可能です(締切日に必着)

※申請様式は猪名川町ホームページからダウンロードできます。

※申請資料作成に係る費用は申請者の負担となります。

なお、申請は「住替え日から1年を経過するまでの日」又は「令和8年11月13日」のいずれか早い日までに行うことが必要です。

申請する前に、必ず次の書類がそろっていることを確認してください。

確認	必要書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書(第1号様式)	
<input type="checkbox"/>	住替え後の世帯全員の住民票の写し	*続柄の記載が必要 *マイナンバーは記載しないで下さい。
<input type="checkbox"/>	事実上婚姻関係と同様の事情がある場合又は婚約している場合はそれがわかる書類 ※該当者のみ	
<input type="checkbox"/>	出産予定であることがわかる書類の写し(母子手帳の写し等) ※該当者のみ	*出産予定の子どものみの子育て世帯の場合に必要。 *下記の記載がある部分を提出してください。 ・発行元 ・交付日 ・子の親の氏名 ・分娩予定日
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し	・民間賃貸住宅か ・新耐震基準又は同等の耐震性を有しているか ・住戸専用面積が55㎡以上か ・夫婦いずれかの名義で令和7年7月1日以降に賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅であること(※夫婦いずれかの名義で契約できないやむを得ない事情がある場合は可とする。)
<input type="checkbox"/>	その他町長が必要と認める書類 ※該当者のみ	

② 補助金の交付請求

補助金の交付決定を受けた後、速やかに補助金交付請求書(第4号様式)および添付書類を都市政策課の窓口まで提出してください。

郵送での提出も可能です。

提出する前に、必ず次の書類がそろっていることを確認してください。

確認	必要書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	補助金交付請求書(第4号様式)	*申請者名と口座名義人は同一にして下さい。
<input type="checkbox"/>	振込先の銀行口座の写し	*通帳・キャッシュカード・WEB画面などの写しなど、下記がわかるものをご提出ください。 ・金融機関名 ・支店名 ・口座番号 ・口座名義

別紙①子育て住宅促進区域位置図(赤色)

(補助対象区域)

日生ニュータウン、猪名川パークタウン、つつじが丘住宅地の3つのニュータウンが子育て住宅促進区域に指定されています。

